

公立大学法人横浜市立大学職員の日直手当及び宿直手当に関する要綱

制 定 令和 5 年 1 月 1 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）及び公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程（以下「年俸制規程」という。）の規定に基づき、日直手当及び宿直手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(宿日直勤務)

第 2 条 この要綱において、公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第 8 条に規定する宿日直勤務とは、業務の都合上必要な場合に本来の勤務に従事せずに行う次の各号に掲げる勤務をいい、宿泊を伴うものを宿直勤務、それ以外の勤務を日直勤務という。

- (1) 庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視等を主として行う勤務
- (2) 突発的な事故等による応急患者の受入又は入院患者の病状の急変等に備えて待機する医療技術職にある職員の勤務
- (3) 病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈及び検温等、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務を主として行う医師又は歯科医師の勤務
- (4) 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センターにおいて、夜間及び休日の病院全般の運営管理及び緊急時対応等を病院長の委任により管理当直者として行う勤務

(賃金規程適用者の日直手当)

第 3 条 賃金規程の適用を受ける職員の日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次のとおりとする。

勤務区分	単位	勤務時間	支給額
前条第 1 号及び第 2 号の勤務	1 回につき	5 時間以上の 場合	6,400円
		5 時間未満の 場合	3,200円
前条第 4 号の勤務	1 回につき		9,100円

(賃金規程適用者の宿直手当)

第 4 条 賃金規程の適用を受ける職員の日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次のとおりとする。

勤務区分	単位	支給額
第 2 条第 1 号及び第 2 号の勤務	1 回につき	6,400円
第 2 条第 4 号の勤務	1 回につき	9,100円

(年俸制規程適用者の日直手当)

第5条 年俸制規程の適用を受ける職員の日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次のとおりとする。ただし、医師又は歯科医師免許を有する職員が、第2条第1号及び第3号の勤務をする場合には、勤務1回につき9,000円(その勤務が5時間に満たないときは4,400円)を支給額に加算し、第2条第4号の勤務をする場合には、加算しない。

勤務区分	単位	勤務時間	支給額
第2条第1号及び第3号の勤務	1回につき	5時間以上の 場合	6,400円
		5時間未満の 場合	3,200円
第2条第4号の勤務	1回につき		9,100円

(年俸制規程適用者の宿直手当)

第6条 年俸制規程の適用を受ける職員の日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次のとおりとする。ただし、医師又は歯科医師免許を有する職員が、第2条第1号及び第3号の勤務をする場合には、勤務1回につき9,000円(その勤務が5時間に満たないときは4,400円)を支給額に加算し、第2条第4号の勤務をする場合には、加算しない。

勤務区分	単位	支給額
第2条第1号及び第3号の勤務	1回につき	6,400円
第2条第4号の勤務	1回につき	9,100円

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の公立大学法人横浜市立大学職員の日直手当及び宿直手当に関する要綱第5条及び第6条ただし書きの規定の適用については、施行日から令和7年3月31日までにあつては、同条中「第2条第4号の勤務をする場合には、加算しない。」とあるのは「第2条第4号の勤務をする場合には、4,200円を加算する。」とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までにあつては、同条中「第2条第4号の勤務をする場合には、加算しない。」とあるのは「第2条第4号の勤務

をする場合には、2,100円を加算する。」とする。